



未来そうま  
杉本智美 議員  
が問う！

快適に過ごすことが出来る  
一時休息所の設置を望む！

熱中症対策について

梅雨明けからお盆の頃まで猛暑が続き、熱中症を喚起するメール配信や、防災行政無線が放送された。猛暑に対する市民の健康被害について、市としての対策を伺う。

Q. 熱中症発生状況について問う。

A. 本年度、相馬消防署が熱中症により病院へ救急搬送した件数は、8月26日現在27件、公立相馬総合病院及び相馬中央病院に救急搬送された件数は、8月20日現在、公立相馬総合病院18件、相馬中央病院12件の計30件となっている。



そうま維新  
根岸利宗 議員  
が問う！

県や関係機関との  
連携は大丈夫か。

河川の改修について

線状降水帯による局所豪雨が、日本各地に甚大な被害をもたらしている。相馬市においても、それらを念頭に日頃より関係各所と緊密な連携を図り、対策を講じていただきたい。また、宇多川や小泉川といった二級河川だけでなく、中小河川や水路の点検整備についてもしっかりと取り組んでいただきたい。

Q. 基本的な考えについて問う。

A. 県は、各河川での基準点における最大の流量及び水位の高さを定めた整備基本方針及び具体的河川



無会派  
村松恵美子 議員  
が問う！

働いていない子どもに  
税金を掛けていいのか！

子育て支援策について

平成30年2月時点で、国民健康保険加入世帯で子どもがいる世帯は437世帯。2割軽減が51世帯、5割軽減が62世帯、7割軽減が106世帯と低所得者が多く、苦しい生活の中で子どもを育てている。子どもの出生数が年々下がり社会問題になっているのに、国民健康保険加入世帯の子どもの均等割という名目の税金が掛けられている。子どもに税金を掛けることは間違っている。

Q. 国民健康保険加入世帯の子どもも均等割という名目の税金徴収をやめるべきではないか。

A. 市は、国民健康保険事業の健全な運営のため加入者全員で平等に負担していただく均等割を地方税法に基づいて設けている。

国民健康保険加入全世帯の税負担を軽減すべく、国民健康保険基金を活用して、平成26年度に税率を10%引き下げし、さらに平成29年度にも税率を10%引き下げているが、国民健康保険基金の残高も減少し、現在の税率の継続は困難な状況となっており、さらに子ども均等割免除制度を創設することは、国民健康保険の健全な運営上、極めて難しいものと考えている。

Q. 幼児教育費無償化に伴い、保育園昼食の副食材料費も無償化にすべきではないか。

A. 保育料の無償化により、保護者の負担が軽減される状況のもとで、副食費などの食費代を無償化するためには全国的な議論が必要であり、幼児教育無償化の取り組み状況を見守っていく中で将来的に判断すべきであると考えている。

なお、市は副食費徴収について、国の指導により現在の児童手当制度を活用し、保護者の申し出に基づき児童手当から徴収することが可能なため、滞納は発生しないものと考えているが、副食費の実費徴収に伴い滞納が発生しても保育児童に影響が及ばないように、施設に対して指導を徹底してまいりたいと考えている。

その他の質問

○中村城址の整備について



A. 冷房設備を設置している市の保有施設を、市民が夏の猛暑に対する避難所として活用できるように、運用方法、あるいは椅子の整備、水分の補給等も含め計画する考えである。

Q. 一時休息所の設置について問う。

A. 本年度、塩あめと熱中症予防を呼びかけるチラシを各行政区長を通じ、1万412世帯に配布し、行政区未加入世帯への対応として、市ホームページで塩あめ等の配布を周知、8月29日現在、22世帯に塩あめとチラシを配布している。  
Eアコン購入費用の助成について、令和元年度においては、平成30年4月以降に新規で生活保護となった世帯への助成が6件、47万5、485円。同年3月末までに既に生活保護を受給していた世帯に対しては1件、8万円の助成を行っており、高齢者のいる市民税非課税世帯に対しては令和元年度18件、63万円となっている。

Q. 熱中症対策事業の状況について問う。

A. 本年度、塩あめと熱中症予防を呼びかけるチラシを各行政区長を通じ、1万412世帯に配布し、行政区未加入世帯への対応として、市ホームページで塩あめ等の配布を周知、8月29日現在、22世帯に塩あめとチラシを配布している。

Eアコン購入費用の助成について、令和元年度においては、平成30年4月以降に新規で生活保護となった世帯への助成が6件、47万5、485円。同年3月末までに既に生活保護を受給していた世帯に対しては1件、8万円の助成を行っており、高齢者のいる市民税非課税世帯に対しては令和元年度18件、63万円となっている。

その他の質問

○投票率の向上施策について

A. 通常の点検は県が行っているものの、大雨等危険が察知された場合や地域住民から通報いただいた場合には、速やかに県と情報を交換の上、対策を協議することとしている。

Q. 堤防の点検状況について問う。

A. 県から委託された河川巡視員が週1回、県職員が2週間に1回パトロールし、目視による堤防の点検を行うとともに、地域住民からの情報収集に努めている。

Q. 県や関係機関との連携について問う。

A. 相双建設事務所が開催する水災害対策協議会への出席、年4回市長と相双建設事務所長との面談を行っている。

また、県に対しての河川改修及び堆砂除去等の治水対策の要望、年2回市長が直接、国土交通省水管理・国土保全局と協議し、国に対する河川改修や河川管理の要望を行っている。このほか、大雨時や河川の増水時に市民から河川の異常等に関する通報があった場合に、市は直ちに職員が現場を確認し、県に情報を提供の上、対策を協議している。

A. 市は、国民健康保険事業の健全な運営のため加入者全員で平等に負担していただく均等割を地方税法に基づいて設けている。

国民健康保険加入全世帯の税負担を軽減すべく、国民健康保険基金を活用して、平成26年度に税率を10%引き下げし、さらに平成29年度にも税率を10%引き下げているが、国民健康保険基金の残高も減少し、現在の税率の継続は困難な状況となっており、さらに子ども均等割免除制度を創設することは、国民健康保険の健全な運営上、極めて難しいものと考えている。

Q. 幼児教育費無償化に伴い、保育園昼食の副食材料費も無償化にすべきではないか。

A. 保育料の無償化により、保護者の負担が軽減される状況のもとで、副食費などの食費代を無償化するためには全国的な議論が必要であり、幼児教育無償化の取り組み状況を見守っていく中で将来的に判断すべきであると考えている。

なお、市は副食費徴収について、国の指導により現在の児童手当制度を活用し、保護者の申し出に基づき児童手当から徴収することが可能なため、滞納は発生しないものと考えているが、副食費の実費徴収に伴い滞納が発生しても保育児童に影響が及ばないように、施設に対して指導を徹底してまいりたいと考えている。

その他の質問

○市営住宅の保証人制度を見直す考えについて

一般質問とは、議員が市政の執行状況や方針などを質問し、市の考え方を明らかにするものです。発言順に掲載しています。